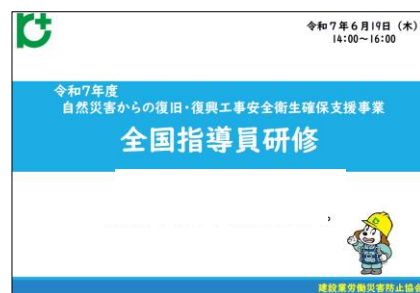


「全国指導員研修」を開催しました

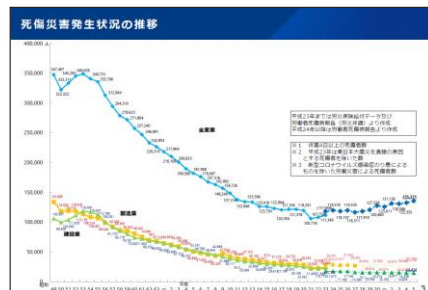
建設業労働災害防止協会は、令和7年6月19日、令和7年度「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」による現場パトロール（現場指導）や安全衛生教育に従事する全国の指導員の参集を得て、リモートで研修会を実施しました。

釜石技術総轄審議役兼事業部長の冒頭挨拶の後、研修を行いました。



「最近の建設業における労働安全衛生行政の動向等について」

まず、厚生労働省労働基準局安全課建設安全対策室東技術審査官からの講義を受けました。労働災害発生状況について、死亡災害は一貫して減少傾向にあり、昭和48年と令和5年の死亡者数を比べると建設業では1/11になったが、令和6年ではいまだに232人の方が亡くなっており、その33%を墜落・転落が占めているという説明がありました。また、先般発生した令和6年能登半島地震の復旧復興工事の災害防止対策として、建設関連団体への要請や災害防止協議会の設置、安全パトロールの実施等を行ったこと、本年5月の労働安全衛生法等の改正で、(1)個人事業主等を労働安全衛生法の保護の主体・義務の主体として位置付けたこと、(2)努力義務とされていた50人未満の事業場のストレスチェックの実施を義務化したこと、等について説明されました。さらに、労働安全衛生規則の改正により、「職場における熱中症対策」が強化されたことについて説明がありました。



「令和7年度における事業説明」

続いて、鈴木復旧・復興工事安全衛生対策支援センター長、堀田管理課長及び橋本調査役から令和7年度の事業運営についての説明がありました。

「事例発表」

最後に、石川支部の山下指導員から、令和6年度能登半島地震からの復旧・復興工事に対する本事業での取組状況についての報告がありました。被害の大きかった奥能登地方は、金沢地域から離れている上に、宿泊施設も被害を受けたなど、通常的安全パトロールや教育ができない状況が続きました。このため、個別企業の店社を訪問して、工事の状況を把握するとともに、労働災害防止の取組について要請を行ったこと、などの説明がありました。

半島部ならではの地域的な特性もあり、事業の実施に苦慮されたと話されました。今後の課題として、若手指導員の確保、中小企業には繰返しのフォローが必要、木建工事への対応、店社と作業所を一体化した指導の必要性、教育資料の整理の必要性を指摘されました。



建設業労働災害防止協会では、自然災害からの復旧・復興工事や防災・減災工事に従事される建設事業者や作業員、発注機関や団体の皆様方を対象に、無料で現場パトロールや安全衛生教育を実施しています。お問合せ・お申込みは、各都道府県自然災害関連工事安全衛生支援センターまで御連絡ください。